

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう



令和3年12月24日 第166号
—発行—
五所川原市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市宇布屋町41番地1
TEL.35-2111(番代) 内線2348~2353

国保税の納付が困難な方は、
収納課に相談を！

収納課 35-2111
(内線 2275~2278)

特定健康診査・特定保健指導の実施状況

1 年次推移

区分	特定健康診査			特定保健指導															
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	動機付け支援			積極的支援												
				対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)										
年度																			
平成30年度	10,953	3,531	32.2	238	156	65.5	105	43	41.0										
令和元年度	10,582	3,221	30.4	200	135	67.5	106	42	39.6										
令和2年度	10,364	2,901	28.0	220	142	64.5	96	34	35.4										

(R3.11月 法定報告帳票より)

特定健診とは

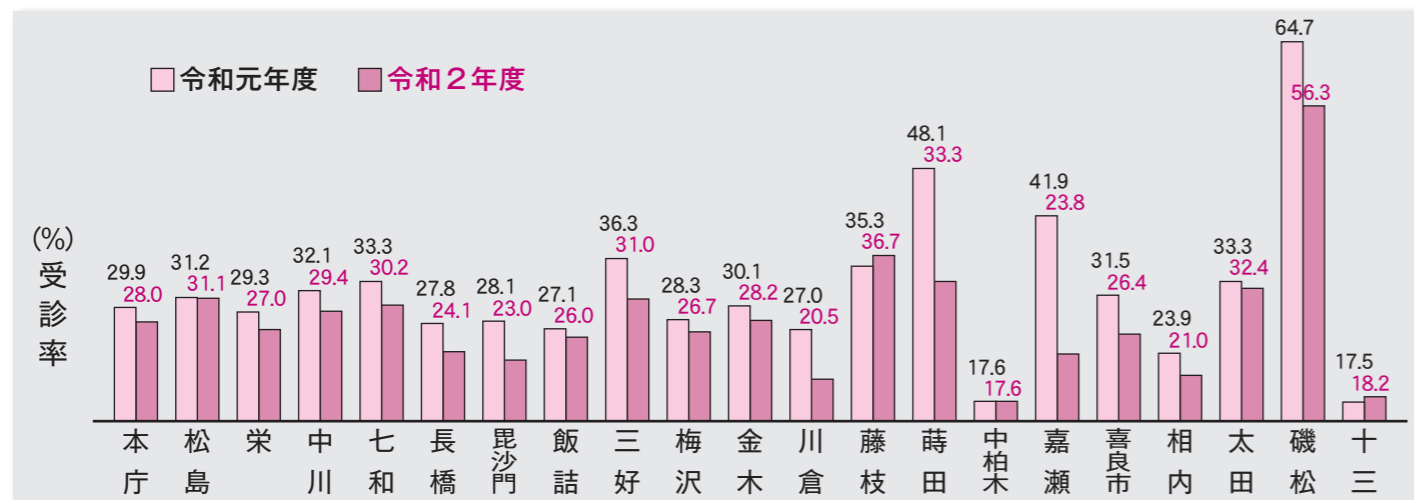
日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防の為に、40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診を行います。

特定保健指導とは

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すサポートをします。



2 各地区の受診率(令和元年度と令和2年度の比較)



◎五所川原市は、国の目標と同じく受診率60%を目指しています。令和2年度はコロナ感染拡大防止のため日程を延期し、実施方法を工夫し取組みましたが、全体では2.4%減少しました。

◎地区別でみると、磯松地区は受診率が56.3%と最も高い地区でした。声がけしあって受診しているそうです。

ご自身の健康状態を毎年確認し、健康づくりにつなげていくことが重要です。料金は無料。令和3年度中には是非とも受診を!!



3 令和2年度受診結果から…重症化予防について

高血圧・高血糖者の医療のかかり方

特定健診				血圧								HbA1c							
対象者	受信者	HbA1c 実施者	受診率	Ⅱ度以上		未治療		治療中断		不定期受診		7.0%以上		未治療		治療中断		不定期受診	
				D	D/B	E	E/D	F	F/D	G	G/D	H	H/C	I	I/H	J	J/H	K	K/H
A	B	C	B/A	D	D/B	E	E/D	F	F/D	G	G/D	H	H/C	I	I/H	J	J/H	K	K/H
12,321	3,091	3,084	25.1	156	5.0	51	32.7	8	5.1	33	21.2	84	2.7	11	13.1	1	1.2	17	20.2

★高血圧疑及び糖尿病疑の方に着目してみました★

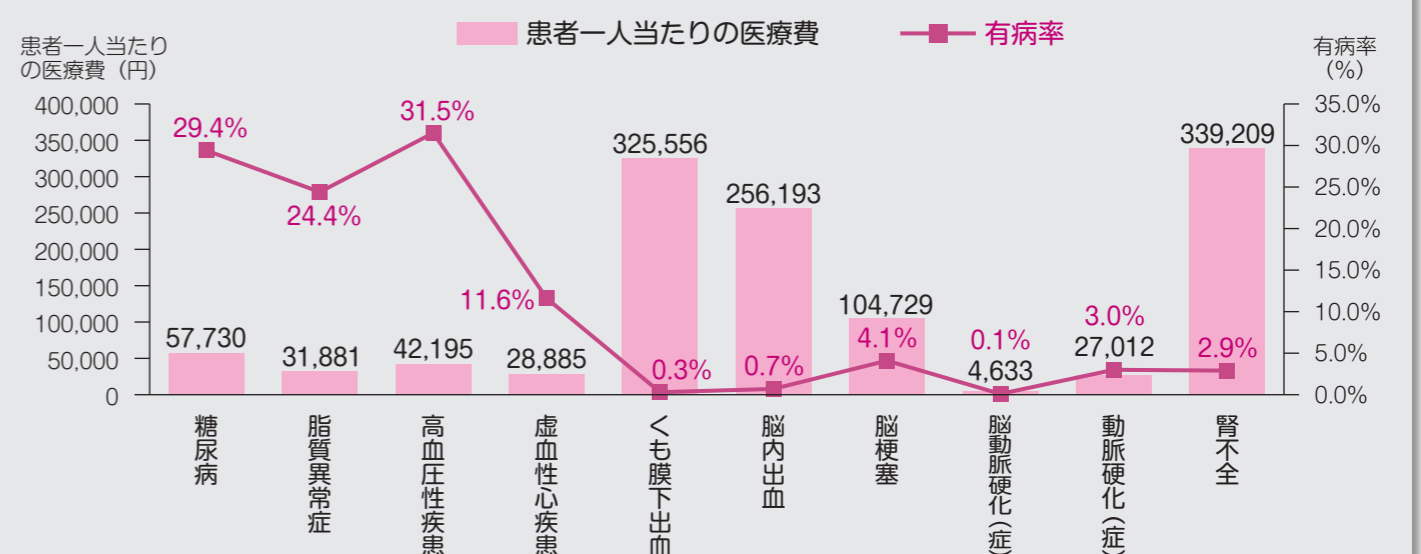
未治療者、治療中断者、不定期受診の方の割合が高く、重症化が予測されます。重症化予防のためには、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣と定期的な医療受診が効果的です。

説明

- ①高血圧は、その血圧値からⅠ度(140~159/90~99mmHg)、Ⅱ度(160~179/100~109mmHg)、Ⅲ度(180/110mmHg以上)に分類。
- ②「HbA1c(ヘモグロビンエーワンシー)」とは、ヘモグロビンが血液中のブドウ糖を結合したものです。糖尿病合併症予防の観点から7.0未満が望ましいです。
- ③未治療…12ヶ月間、全く高血圧のレセプトがない。
- ④中断…高血圧(HbA1cの場合は糖尿病)のレセプトがある者のうち、直近(年度末の3月を基点として)3ヶ月以上レセプトがない。
- ⑤不定期受診…②以外で直近半年の受診が3回以下(ただし、治療開始と考えられる者を除く)

医療費分析について

【生活習慣病疾病別 患者一人当たりの医療費と有病率】



有病率…被保険者数に占める患者数の割合

データ範囲(分析対象)…対象診療年月は令和2年4月~令和3年3月診療分レセプト

五所川原市国民健康保険 ポテンシャル分析(株) データホライゾン

被保険者証に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられています



国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方

被保険者証の裏面には、「臓器提供に関する意思表示（提供する・提供しない）」欄を設けていますので、お手元に被保険者証が届いたらご記入ください。

また、臓器提供に関する意思表示に関し他人に知られたくない場合に使用する目隠しシールを被保険者証郵送時に事前に同封しますが、別に必要な方は国保年金課⑭・⑮・⑯番窓口、各総合支所総合窓口係までお越しください。

見本

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることが出来ます。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

(特記欄)
署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

[被保険者証裏面をご確認ください]

●臓器移植に関するご質問・お問い合わせ先
(社)日本臓器移植ネットワーク (フリーダイヤル:0120-78-1069)

国民健康保険医療費通知(医療費のお知らせ)について

医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診された世帯の世帯主様宛に送付しています。

医療費通知は、ご自身やご家族の医療費や健康に対する認識を深めていただくためにお送りするお知らせです。(世帯の中に受診者がいなければ送付されません。)

お手元に届きましたら、内容をご確認ください。

【通知時期】

発送月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
診療年月	1月・2月 診療分	3月・4月 診療分	5月・6月 診療分	7月・8月 診療分	9月・10月 診療分	11月・12月 診療分

医療費控除について

平成29年度分の確定申告から、医療費通知を添付することで「医療費控除の明細書」の記載の簡略化が可能になりました。

国民健康保険の医療費通知(令和3年11~12月診療分)については、**令和4年2月21日頃に発送**を予定しています。

また、医療機関等からの請求が遅れることがあり、一部記載に含まれていない場合があります。医療費通知に記載されていないものや実際に負担された額と異なる場合(公費負担医療、療養費、出産一時金、高額療養費がある場合など)は、申告者ご自身が領収書等で確認して、申告していただく必要がありますので、医療費等の領収書は大切に保管してください。

医療費通知の再交付はできませんので、確定申告にご使用される方は年間分の保管をお願いします。

※確定申告でご不明な点がございましたら、税務署へお問合せください。

問い合わせ: ●国保年金課 35-2111 (内線2348~2353) ●金木総合支所 総合窓口係 35-2111 (内線3134) ●市浦総合支所 総合窓口係 35-2111 (内線4066)



療養費について



次のような場合で、医療費等の全額を支払ったときは、申請し、審査で決定すれば、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

なお、**医療費等を支払った翌日から起算して2年経過すると、時効により申請ができなくなりますので、ご注意ください。**

申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・世帯主名義の通帳
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・領収書

※その他、申請の種類により必要なものが異なります。詳細については、国保年金課へお問い合わせください。

- ① 不慮の事故や旅先で急病になり、保険証を持たずに診察を受けたとき
- ② 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき
- ③ 国保を扱っていない施術所で、はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき
- ④ 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- ⑤ 手術などで輸血に用いた生血代がかかったとき
- ⑥ 海外渡航中に診療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)



新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により、国民健康保険税が減免となります。

減免の対象となる方	①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡しまたは重篤な傷病を負った世帯の方	保険税を全額免除
	②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方	保険税の一部を減額
保険税が一部減免される具体的な要件	世帯の主たる生計維持者について、(1)~(3)のすべてに該当すること。 (1) 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入が前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。 (2) 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 ※申請にあたっては、上記の収入を証明する書類が必要となります。	
令和3年度分の申請期限	令和4年3月31日	



ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類は何か等、減免にかかる詳細については、まずは国保年金課へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症にり患した方等に対する傷病手当金の支給

対象期間を延長しますので、対象者の条件等については「広報こくほ 第163号(令和3年6月25日発行)」をご覧ください。

対象期間 令和2年1月1日(水)~令和4年3月31日(木) 問い合わせ先 国保年金課 内線2341